

松山寺往来手形の事

往来手形之事

一 此者大願御座候て秩父坂東二罷出申候、宗門之儀は代々浄土宗にて、拙寺檀那二紛無御座候、国々御関所無相違御通、被遊可被下候、若此者行暮候節宿等二難儀仕候節、以御慈悲御口御宿御貸可被下候様二奉頼申候、万一此者何方二ても相煩病死仕候ハバ、其御所之以御例法御取置埋候様二被成可被下候、国元之御付届二及不申候、依為後日宗旨往来如件

天明八年

申十月

常陸国那珂郡

下江戸村

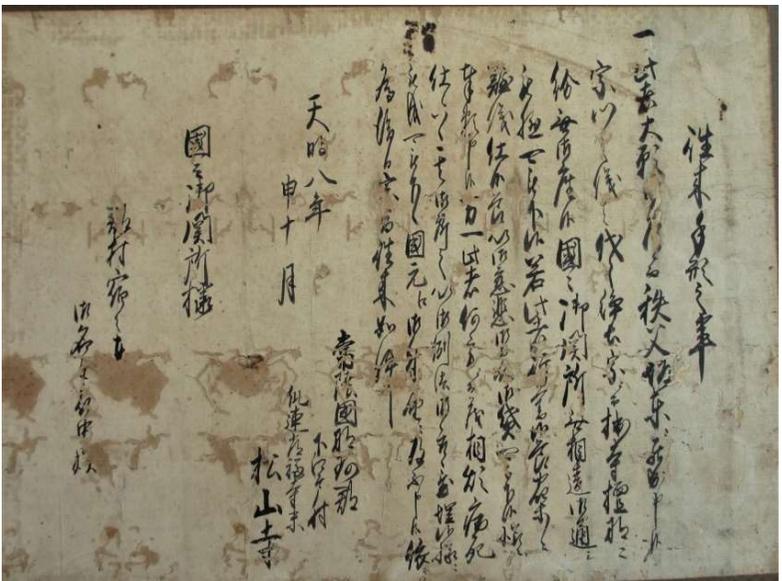
瓜連常福寺末

松山寺

国々御関所様

郡村宿々在

御名主衆中様



往来手形の事

はじめ 此の者、大願御座候て、秩父坂東二罷り出で申し候、

宗門の儀は、代々浄土宗にて、拙寺檀那に

紛れ御座無く候、国々御関所相違無く御通し

遊ばれ下さるべく候、若しこの者行き暮れ候節、宿等に

難儀仕り候節、御慈悲を以て御宿御貸下さるべく候様に

頼み奉り申し候、万一、この者何方にても相煩い病死

仕り候ハバ、其の御所の御例法を以て、御取置き埋め候様に

成され下さるべく候、国元えお付け届に及び申さず候、依て

後日の為、宗旨往来件の如し

常陸国那珂郡

下江戸村

瓜連常福寺末

松山寺

天明八年

申十月

国々御関所様

郡村宿々在

御名主衆中様

【往来手形とは】

江戸時代、藩を越えて常陸国や下総国・甲斐国など往来するにあたって関所を通過することがあります。その際の許可証となるものが「手形」で、木製のものや書状のものがあります。一般領民の場合は、檀家制度によって、ほとんどの者がどこかの寺院（檀那寺・菩提寺）の檀那になっています。通行手形は、その檀那寺から発行されます。

【意識】

往来手形の事

この者、大きな願い事があって秩父や坂東の寺院巡りに参ります。宗門（宗派）については、家代々浄土宗を信仰し、同宗派であるこの松山寺の檀那であることに間違いありません。通過する国々の関所のお役人さまには、どうかこの者の通過をお認めください。

もし、この者が、夕暮れとなって宿探しなどに難儀している際には、お慈悲をもって宿の便宜を図ってくださるようお願い、お頼み申し上げます。

万が一、病を得て煩いの上死亡した場合は、その土地々々の名主様にはお世話をおかけしますが、その土地の習慣・作法によってどうか埋葬してください。そのことについての国元（下江戸村）への報告は求めません。

後日の証明のためにも、この者の宗旨と往来について記した手形を発行しました。

発行者は常陸国那珂郡下江戸村の瓜連常福寺末寺である松山寺^{しょうざんじ}。

日付は天明八年（一七八八）申十月

宛先は諸国の関所ならびに各郡・村宿々の名主衆である。

※ 手形によっては、檀那寺住職と名主名で許可を出すものもある。

また、「この者」について、具体的氏名を記す場合が多い。